

木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の内容

(1) 業務委託名	木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託
(2) 履行場所	木更津市全域
(3) 履行内容	別添「木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託仕様書」のとおり
(4) 履行期間	契約締結日から2020年3月31日まで
(5) 提案上限額	3,240,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

3 公募型プロポーザル方式採用の理由

木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託の実施にあたっては、業務の性質から、過去の業務実績や専門性、企画力等が求められるため、価格競争のみで選定するのではなく、公募により企画を提案してもらい、総合的な評価によって候補者を選定する公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4 提案資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（別記第1号様式。以下「参加意向申出書」という。）の提出期限日（2019年4月17日（水））において、木更津市入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は審査開始前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (4)(1)の規定は、入札参加資格を有する者が少ない場合又はいない場合等のほか、入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要があると認められるときは適用しないものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

(1) 実施要領等の配布	2019年4月10日(水)から 2019年4月17日(水)まで
(2) プロポーザル参加意向申出書提出期間	
(3) 質問書の受付期間	
(4) 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類の提出依頼	2019年4月22日(月)
(5) 質問の回答	
(6) 提出書類の提出期間	2019年4月22日(月)から 2019年4月26日(金)まで
(7) 事前審査(※1)	2019年5月8日(水)
(8) 事前審査結果通知(※1)	2019年5月10日(金)
(9) プレゼンテーション審査の実施	2019年5月15日(水)
(10) 審査結果通知	2019年5月17日(金)
(11) 受託候補者と協議及び見積書の提出	2019年5月20日(月)から 2019年5月24日(金)まで
(12) 契約の締結及び委託開始	2019年5月27日(月)以降

5 実施スケジュール

※1. 事前審査は、提案者が5事業者を越える場合のみ実施するもの。

※2. 実施スケジュールについては、変更することがある。

6 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託仕様書

(2) 交付方法

木更津市公式ホームページ内に掲載する。

7 参加意向申出

(1) 応募書類

・参加意向申出書（別記第1号様式）を記入の上、1部提出すること。

(2) 募集期間

2019年4月10日（水）午前8時30分から

2019年4月17日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 応募方法

持参または郵送によること。

※持参の場合は、企画課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

【提出先】

〒292-8501

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

木更津市企画部企画課（電話：0438-23-7425）

8 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、2019年4月10日（水）午前8時30分から2019年4月17日（水）午後5時15分までに質問書（任意様式）を、電子メール又はFAXにより企画課へ提出するとともに、提出したことを電話により連絡すること。

回答については、2019年4月22日（月）に全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

9 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類の提出依頼

参加意向申出書の内容について、提案資格を満たしているかを確認し、その結果を2019年4月22日（月）に電話により連絡するとともに、参加意向申出者に対し、提案資格確認結果通知書（別記第2号様式）及びプロポーザル関係書類提出依頼書（別記第3号様式）を発送する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

10 参加辞退

本要領9により提案資格を有する者と認められてから、プレゼンテーション審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

1.1 評価基準及び評価項目の採点基準

(1) 評価基準

【採点基準1】		
評価項目	評価の視点	配点
①業務実施体制	・人員の配置状況から、本市との打ち合わせや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組み込まれているか。	10
②業務実績	・本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
③企画、テキストブックの有効性	・出場者がより具体的な立案を行うことができるよう、工夫されたテキスト内容となっているか。	5
④広報、周知・啓発の手段	・コンテストの周知、啓発、出場者集客への手段が明確であり、ターゲットを意識したものとなっているか。	5
⑤イベントの運営	・開会式、中間発表、最終報告会のイベント運営について、内容やスケジュール、そのコンセプトなどが明確であり、具体的な提案となっているか。	20
⑥出場チームの進捗・動機付け管理	・出場チームの立案過程において、現状分析や課題抽出へのサポート、フィールドワークの調整などの進捗管理のほか、立案に対する動機付けの支援方法について明確な提案となっているか。	20
⑦提案の実現性	・理論的で実現性の高い提案がなされており、スケジュール的にも実現可能な提案がなされているか。	15
⑧その他	上記①～⑦に含まれない項目についての評価 ・その他提案書の内容 ・プレゼンテーションの明確さ・説得力 ・提案全体の印象 など	5

⑨価格	以下の式により採点する。 【(提案価格の最も低い提案者の価格÷当該提案者の価格) × 本評価項目の配点】 (小数第2位以下四捨五入)	10
-----	--	----

(2) 評価項目の採点基準

採点は、次に示す5段階評価を基準とする得点の付与を上記(1)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。(⑨のみ除く)

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

1.2 評価方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、木更津まちづくりコンテスト実施支援業務委託受託候補者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会委員が提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、上記1.1(1)の評価基準に対して、1.1(2)の採点を行い、次の方法により選定するものとする。

- (1) 審査会委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、審査会委員の協議により、受託候補者を選定する。

1.3 提案方法

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を提出すること。なお、1事業者につき1つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

後述のとおり

(2) 提出方法

持参または郵送によること。

※持参の場合は、企画課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) 提出期間

2019年4月22日(月) 午前8時30分から

2019年4月26日(金) 午後5時15分まで

(4) 作成上の注意

- ① 作成に当たっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- ② 提出書類は、提案書表紙に代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本9部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- ③ サイズは日本工業規格によるA4判とすること。

(5) 事前審査

提案者が5事業者を超える場合には、提出書類について、本要領11(1)による事前審査を行い、総合計得点が高い5事業者を本審査の対象とする。

事前審査の結果については、2019年5月10日(金)までに通知する。

○提出書類

提出書類	留意事項
①提案書表紙(別記第4号様式)	所在地・会社名・代表者を記入し、代表者印を押印した上で鑑表紙とする。
②会社概要(任意様式)	A4サイズのパンフレットも可とする。
③業務実施体制(任意様式)	本業務に係る予定の人員全員について、担当する業務内容及び役割を記載する。
④業務実績(任意様式)	直近10カ年の類似業務の契約実績を最大5件まで記載する。また、契約実績の内容が確認できる書類を(契約書の写し等)を添付すること。
⑤配置予定人員調書(任意様式)	配置予定人員の氏名、経歴、実績等について記載する。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。
⑥企画提案書(任意様式)	本業務に対する基本的な考え方、取組方針を記載するとともに、仕様書に示す業務内容について、具体的な実施方法及び業務フローを記載する。
⑦業務工程表(任意様式)	履行期間中における業務のスケジュールを記載する。
⑧見積書(任意様式)	合計金額のほか、積算内訳も記載する。

※11(1) 評価基準において、「評価の視点」として定められている内容については、上記様式のいずれかにおいて、補足説明を盛り込むこと。

1 4 プレゼンテーション審査

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションの準備は5分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり15分以内とする。
- (3) プレゼンテーションの実施終了後、約10分の質疑応答時間を設ける。
- (4) プレゼンテーション会場への入場者は1事業者当たり3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差替えや資料の追加は認めないものとする。
- (6) プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター等は、本市で用意するものとする。

なお、パソコンについては、各参加事業者で用意すること。

- (7) プレゼンテーションの日程は下記のとおりとする。
 - ・実施日 2019年5月15日(水) 午後1時30分から
 - ・実施場所 木更津市役所 駅前庁舎 防災室・会議室

1 5 審査結果の通知

審査結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書(別記第5号様式)を郵送する。

- (1) 通知日
2019年5月17日(金)
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。
また審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

1 6 審査結果の公表

審査結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表事項
参加事業者名(受託候補者のみ)、合計得点 等
- (2) 公表方法
木更津市公式ホームページ内に掲載する。

1 7 契約の締結

- (1) 受託候補者と業務の詳細を協議の上、見積書を徴し、契約を締結する。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 受託候補者に事故があり、見積書を徴することが不可能となった場合又は受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。

18 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止通知書（別記第6号様式）により通知する。
- ① 提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ② 本要領4の提案資格を満たしていないと判断される場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④ 見積額が提案上限額を超えている場合
 - ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
 - ⑥ 選考の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 申出書及び提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 申出書及び提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、木更津市情報公開条例（平成12年条例第32号）に準じ、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認められるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

19 問合せ先及び各種書類の提出先

〒292-8501

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

企画部 企画課 企画調整担当

電話：0438-23-7425

FAX：0438-23-9338

Email：kikaku@city.kisarazu.lg.jp